

国外に転出されるみなさまへ

国外転出に伴うお手続きは、一覧表内の各担当課でお願いします。



手続種別	手続きの内容		担当課・問い合わせ先		補足
住所登録関係	マイナンバーカード		窓口番号⑥	市民課 東庁舎1階 マイナンバーカード 直通 31-3567	日本国籍の方は、 <u>国外転出予定日前日までに手続きをすることにより国外転出後も使用できます</u> 。 ※手続きを行わないと、カードは <u>国外転出予定日に失効</u> します。ご注意ください。 問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
		※転出手続き後は、マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付サービスはご利用できません。出国予定日前は、松本市の窓口をご利用ください。			
	印鑑登録		④	市民担当 直通 33-9841	転出予定日で自動廃止 * 転出手続き後に印鑑登録証明書が必要な場合は、「印鑑登録証」を窓口にお持ちの上、申請できます。
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)			市民税課 本庁舎2階 直通 33-4218	廃車または名義変更の手続き(必要書類についてはお問合せください。)
	軽自動車			軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 (平田東 2-1-11) 050-3816-1855	名義変更等、必要書類についてはお問合せください。
	普通自動車・バイク(125cc超)			松本自動車検査登録事務所 (平田東 2-5-10) 050-5540-2043	
年金・健康保険	国民年金被保険者		①	市民課 年金担当 直通34-3218	・年金の納付状況確認 ・任意加入希望者の手続き など
	年金受給者			松本年金事務所(鎌田 2-8-37)へお問合せください。 代表 25-8100	
	国民健康保険 後期高齢者医療保険			保険課 東庁舎2階 保険税担当 直通 34-3215	保険料の精算をお願いします。 ※介護保険の精算も一緒に行えます。
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証、 障がい児・障がい者福祉100円バス	18歳未満	⑨	こども福祉課 東庁舎1階 直通 33-4767	手帳、受給者証、バス券を返却
		18歳以上		障がい福祉課 東庁舎1階 直通 34-3212	
	福祉医療費受給者証 障がいのある方	20歳未満	⑨	こども福祉課 直通 33-9855	受給者証を返却
		20歳以上		障がい福祉課 直通 34-3036	
子ども	児童手当		⑨	こども福祉課 直通 33-9855	児童手当消滅届
	児童扶養手当・特別児童扶養手当				資格喪失届
	福祉医療費受給者証 乳幼児・児童、ひとり親家庭				受給者証を返却
	小・中学校に関すること			学校教育課 大手事務所4階 直通 33-9846	「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を学校から受け取り 自宅で保管

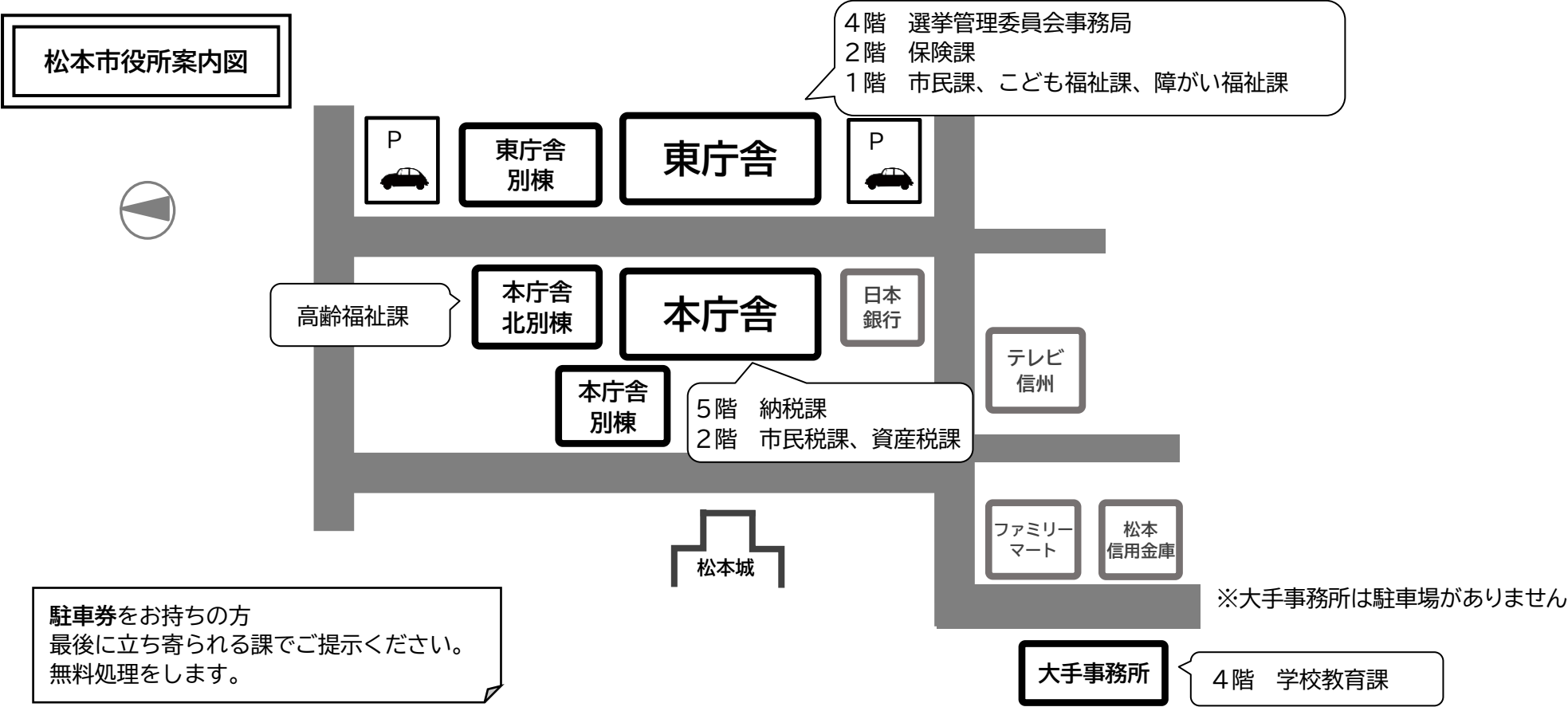
手続種別	手続きの内容	担当課・問い合わせ先	補足
高齢者	高齢者福祉 100 円バス(70 歳以上の方)	高齢福祉課 本庁舎北別棟1階 福祉担当 直通 34-3492	バス券を返却
その他	納税状況の確認	納税課 本庁舎5階 直通 33-4886	市県民税、軽自動車税、固定資産税の納付・口座の確認
	松本市に固定資産がある方	資産税課 本庁舎2階 直通 34-3312	納税管理人申告書などの提出が必要です。
	水道・下水道	水道料金センター 上下水道局 (島立 1490-2) 直通 48-6810 FAX48-6815	転出する日を事前にご連絡ください。
	在外選挙人名簿登録 (国政選挙の際に国外から投票できる制度)	選挙管理委員会事務局 東庁舎4階 直通 34-3230	国外転出の届出日から転出予定日までに申請が必要です。 出国先の在外公館等でもお手続きできます。

日本に住民登録するとき

必要なものをご用意の上、帰国日から14日以内に新住所地で転入の手続きをしてください。

海外からの転入届に必要なもの

- パスポート全員分(帰国日のスタンプがあるもの) *パスポートに日付スタンプがない方は、搭乗券の半券など
- マイナンバーカード(お持ちの方)
- 本籍地以外の市区町村に転入:戸籍の附票(日本人の異動者全員が記載されているもの)



LINE お友達登録
しませんか？

松本市の公式 LINE から手続きできるものがあります！



松本市役所

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号
☎ 0263-34-3000 (代表)